

平成28年度第1回 福崎町地域公共交通活性化協議会会議録

1. 日時 平成28年12月16日(金)14:00~15:50

2. 場所 福崎町役場庁舎 2階 大会議室

3. 委員の出欠

	所属・役職等	氏名	備考
会長	兵庫県立大学名誉教授	松本 滋	
委員	福崎町区長会副会長	中塚 幹男	
	福崎町老人クラブ連合会長	藤岡 修	
	福崎町商工会長	谷口 守男	
	J R 西日本福崎駅 副駅長	植村 貢	
	神姫バス株式会社 姫路営業所長	魚谷 観	
	社団法人 兵庫県バス協会専務理事	中澤 秀明	(欠席)
	社団法人 兵庫県タクシー協会 西播支部副支部長 (神崎交通株式会社)	依藤 義光	
	神姫バス労働組合 執行委員	濱田 崇広	(欠席)
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門首席運輸企画専門官	吉本 道明	
	中播磨県民センター姫路土木事務所 企画調整所長補佐	古川 仁	
	福崎警察署 交通課長	横田 成生	
	福崎町議会議員 (民生まちづくり常任委員会)	小林 博	
	福崎町議会議員 (総務文教常任委員会)	三輪 一朝	
	副町長	尾崎 吉晴	
技監	村上 修		
オブザーバー	近畿地方整備局姫路河川国道事務所 道路管理第二課長	米村 克己	(欠席)
	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課 副課長	岩原 直子	(欠席)

事務局	まちづくり課長	福永 聡	
	まちづくり課副課長	山下 勝功	
	健康福祉課課長補佐	大畑 由起	
	まちづくり課係長	藤田 裕文	
	まちづくり課主査	久野 美紀	

4. 配布資料

- ・次 第
- ・座席表及び名簿
- ・資料 1 法定協議会への移行及び名称変更について
- ・資料 2 郊外便川西地区の運行ルート、バス停の変更及び時刻表
- ・資料 3 郊外便の予備車について
- ・資料 4 サルビア号の利用状況等について
- ・資料 5 バス運行社会実験の状況について
- ・資料 6 地域公共交通網形成計画への取り組みについて
- ・資料 7 福崎町地域公共交通会議設置要綱（変更前）
- ・資料 8 （仮称）福崎町地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）
- ・資料 9（追加）改正道路交通法の施行について

5. 傍聴の可否

傍聴可、傍聴人 3 名。

6. 会議録（司会 まちづくり課長）

1 開会

2 あいさつ（副町長）

3 委嘱辞令交付（副町長→松本委員へ代表受領）

4 委員紹介

5 福崎町地域公共交通会議会長の選出

（互選となっているが事務局一任の声をいただき松本会長に継続して会長をお願いする。）

6 協議事項（進行：松本会長）

（1）法定協議会への移行及び名称変更について

会 長 法定協議会への移行及び名称変更についてまず説明をお願いします。

事 務 局 最初に平成 25 年 12 月 4 日に公布、同日に施行された交通政策基本法の概要につき説明させていただきます。この法律は、「交通に関する施策について、基本理念及び交通に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ること」を目的としています。交通政策の基本理念等については第 2 条～第 7 条で記載されており、特に第 2 条では、交通に関する施策の推進にあたっての基本的認識として交通の果たす機能に「国民の自律した生活の確保や活発な地域間交流・国際交流、物資の円滑な流通などに関する事項に関して国民等の交通に対する基本的需要を充足する必要がある」との記載がなされており、「日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保」や「まちづくりの観点からの交通施策の促進」、「関係者相互間の連携と協働の促進など」が定められています。また、第 8 条～

11条では国や地方公共団体をはじめ、交通関係事業者の責務や国民等の役割を定めています。このように、交通に関する基本的な事項が平成25年に定められましたが、その理念の具体化のために平成26年5月には、改正地域公共交通活性化再生法が成立しました。この法律では、今後予想される本格的な人口減社会における地域社会の活力の維持・向上をはかるため、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築する必要があることが記載されています。現在、国はまちづくりや公共交通に関して「コンパクト+ネットワーク」をキーワードとしてコンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編を進めようとしています。この項目につきましては、報告事項の(3)その他の中でもう少し詳しく説明させていただきます。次に公共交通に係る問題解決の方向性について説明させていただきます。基本的な考え方としては、資料1の5ページのとおり、6つのポイントがあげられます。こういった背景を受け今後福崎町における交通施策でも取り入れる必要があります。資料6ページには、今後の地域の実情を踏まえた各種計画の策定に関して、地域公共交通活性化再生法に基づく各種の計画や道路運送法にかかる項目等の記載を記載しています。今までの道路運送法に基づく協議に加え、各種手続きや計画が必要となってきたことを示しています。最後に法定協議会と地域公共交通会議との関係について説明させていただきます。資料7ページは現在の地域公共交通会議設置要綱、資料8ページは(仮称)地域公共交通活性化協議会設置要綱(案)です。今回、福崎町では、高齢化の進行が予想され、地域公共交通の担う役割がますます高まることが予想される中で、今までの道路運送法に加えて地域公共交通活性化再生法の協議会の両方の性質を縫合した形で、「福崎町地域公共交通会議」を法定協議会へと移行し、「福崎町地域公共交通活性化協議会」へと名称の変更を行いたいという思いがあります。本日の説明で了承いただければ、本日より法定協議会へ移行したいと考えております。以上です。

- 会 長 説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がありますか。
- 会 長 名称変更によって公共交通会議はなくなるのですか。新しい協議会はいつからスタートしますか。
- 事務局 活性化協議会へ名称変更をします。この場で同意がいただければ、本日から移行します。
- 会 長 今までと重なる部分が多いように思います。国の法的整備と地域の実情に合わせて、内容が広がる感じかなと思います。新しい協議会は両方を包括した会になるということで、今までの地域公共交通会議の役割に加え、地域全体の公共交通にかかる案件を協議する場になるということですね。また、国の補助金の関係もあるようですね。
- 事務局 そのとおりです。両者はもとの法律が異なるということと、財政的な支

援の有無の違いがあります。目的も若干異なるところがありますので、法定協議会へ移行しないと地域公共交通網形成計画が作りにくいということがあります。

会 長 委員の皆さまのご意見はどうでしょうか。

ご異議がないようなので、協議事項（１）について承認し、本会を「福崎町地域公共交通会議」から法定協議会へ移行し、「福崎町地域公共交通活性化協議会」とします。

事務局 それでは、新しい委嘱書と委員名簿を配付させていただきます。

～事務局による委嘱書等の配布～

任期は本日平成２８年１２月１６日より平成３０年３月３１日までとなっております。よろしく申し上げます。

（２）郊外便（川西）バス停留所の移転に伴う運行ルート及び時刻表に変更について

会 長 それでは、引き続き会議次第に沿って進めます。

協議事項（２）郊外便（川西）バス停留所の移転に伴う運行ルート及び時刻表に変更について事務局より説明をお願いします。

事務局 巡回バスの利便性の向上や利用促進等のため毎年、自治会に巡回バスに対する要望の調査を行っておりますが、調査により本年は、神谷自治会より神谷（信号北）停留所の移転要望がありました。バス停の位置は資料２の２ページをご覧ください。神谷公民館は、赤い○でお示しておりますが、福崎町の北西の位置にあり、郊外便の川西地区のバス停となっております。資料７ページ、左の写真が現在の神谷（信号北）バス停です。道路沿いにあり、大型車の通行量も多く、高齢者等には事故等の危険性があります。そのため、集落の中心に位置し、交通量も少ないため安全で利用者の利便性も高まる、右の写真の旧公民館前への移転を要望されています。移転となりますと、運行距離が約５００ｍ延長となります。移転時期は、平成２９年４月１日を考えております。運行ルートは、資料４ページになります。青色が現在の運行ルートです。赤色のラインが変更の運行ルートとなり、Ｕ字に迂回し運行を考えております。資料５ページは、現在の時刻表です。神谷公民館には黄色のマーカーをしております。資料６ページは変更後の時刻表です。移転後の時刻も１分程度のずれで対応でき、現在とほとんど変わらない時刻表で利用者にとっても支障なく利用していただくことができます。以上です。

会 長 説明が終わりましたが、委員の皆さまのご質問等がありますか。

会 長 この内容は、ここで承認すると、その後申請して承認が必要になるのですか。来年４月からの変更手続きに時間は十分あるのですか。

事務局 承認いただきましたら運行事業所へ書類を渡し、運行事業所から陸運局へ変更手続きをしていただくこととなります。変更手続きとその後の住民への変更周知期間を考えると時間はちょうどぐらいだと思います。

会 長 他にご意見はありませんか。

利用者の安全面と利便性の向上を図ることになると思うので良いと思います。では、この協議事項について承認します。

(3) 郊外便の予備車について

会 長 続いて、協議事項（3）郊外便の予備車について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 郊外便は現在、8人乗りのワゴン車1台と予備車2台で運行しています。利用者が多い場合、8人乗りの定員をオーバーすることがありますので、予備車として2台のタクシーが登録されており、必要に応じて運行しています。郊外便は利用者が増加しており、定員内に収まらないと思われる運行日が増加してきています。現在の予備車2台は、通常は福崎町内だけでなく香寺町でも稼働しており、遠方にいる場合、必要なバス停に即座に到着することが困難な場合も予想されるため、予備車を3台追加登録することにより、円滑な運行ができ、利用者の利便性も高まるものと思われます。登録に関しては、運行事業所で手続きをされるということです。予備車が必要となって使った分だけ町へ請求がくるということで、補助金の追加もございません。

詳しくは、神崎交通の依藤様にご説明いただきます。

委 員 8人乗りのワゴン車を運行中、乗員が7人となったときに報告を受けています。定員オーバーで乗れなくなったら予備車が来るのをお待ちいただくのですが、普段は福崎や香寺で運行しているタクシーを予備車にしていますので、予備車が必要になった時に、福崎に1台もタクシーがないということもあり、緊急で予備車を呼んでも15分から20分かかってしまいます。川西ルートの場合はその便に乗れなければ次の便まで2時間以上お待ちいただくことになってしまいます。もっと乗車人数が多くなれば、車両を変えてもいいと思いますが、今はまだ微妙なラインです。お客様のニーズに応じてスムーズな運行をするために予備車を増やして、常に1台は予備車が福崎にいる状態にしたいと思っています。費用は予備車を運行したときのみの費用を計上します。どうぞよろしくをお願いします。

会 長 説明が終わりましたが、委員の皆さまのご質問等がありますか。

会 長 ドライバーは他の人になっても構わないのですか。

委 員 乗合も乗用も普通2種で運転できますので、教育していない者に運転させるのではなく、巡回バスを運転していた者にタクシーを当てて対応するようにしています。

委 員 予備車はワゴン車の後ろをついていく形となるのでしょうか。また運賃は同じですか。費用は予備車が出たときに役場に請求するのですか。

委 員 予備車はワゴン車の後ろをついていき、お客様の乗降時に対応します。予備車を出すときに役場に連絡して、乗合1回出たらいくらというような取り決めをしていますので、その金額を追加します。

会 長 他に意見はありませんか。
ないようなのでこの案件についても承認したいと思います。

7 報告事項

(1) サルビア号の利用状況について

会 長 続いて報告事項に入ります。報告事項（1）サルビア号の利用状況について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 巡回バスは、まちなか便と郊外便の2種類のルートで運行しています。まちなか便は、月曜から土曜日まで、町の中心部や福崎駅を結ぶ主要な箇所を運行しています。一方、郊外便は市川を挟んで、川西便と川東便の二つに分けられます。川西便は、定時定路線となっており、月曜から土曜の奇数日に運行しています。川東便は、デマンド方式をとっており、利用の30分前までに利用予約をしていただくことにより利用できます。月曜から土曜日の偶数日に運行しています。巡回バスの運休日は、祝日、秋祭りの2日間、12/31～1/3となっています。

運賃は、片道100円で乗り継いでも下車するまでは100円でご利用していただけます。平成26年4月からは利用促進のため、中学生までは無料としています。役場で定期券や回数券の発行を行っております。65歳以上の町内の免許自主返納者へは申請月から1年間の無料定期を申出により発行しています。

資料4の3ページ、4ページに平成27年度、平成28年度上半期の利用者数をお示しております。資料4ページを見ていただきますと、平成28年度は前年と同じ149日の運行日数ですが、表の一番下の行を見ていただきますと、まちなか便で1日あたり4.3人の利用増となっています。また、郊外便については、1日あたり1.5人の増となっており、利用者数は増加しております。全体を見ますと、前年から1日あたり4.8人増加しております。資料5ページは、巡回バスの過去5年間の利用者数、運行日数、1日あたりの利用者数の推移となっております。平成24年度及び平成26年度に再編を行いました。その効果が出たのか、順調に利用人数が増加しています。本年度の上半期を見ましても、年間で17,000人近くの利用者が見込まれると思っております。資料6ページは、まちなか便、郊外便の利用者数の平成27年度と平成28年度の比較をグラフ化しております。資料の7ページは、まちなか便の上半期のバス停ごとの前年比較表となっております。バス停の利用者を見ますと、駅前、旬彩蔵、田尻のライフ前などの利用者が増えています。全体で見ますと、前年比633人の利用増となっております。資料8ページは、郊外便の川東コースの上半期の乗車数です。役場のバス停の利用が増加しています。近くにスーパー等買い物施設が隣接していることが影響していると思われます。全体で見ますと、前年比49人の利用増となっております。資料9ページ、10ページは郊外便の川西コースの上半

期の前年比の乗車数となっています。資料9ページは、川西Aの田口から吉田東をつなぐコースとなっています。利用者数は若干減っていますが、定期的に利用されていた方が高齢化等で利用されなくなったものと思われる。資料10ページは、川西Bの長野バス停から吉田南をつなぐコースです。こちらのコースは利用増となっています。西治の北ノ岡のバス停の利用者数が増えています。平成26年度に県道沿いのバス停を住宅街に移転させまして、その効果であると思われる。郊外便の川西コースの全体を見ますと、33名の増となっています。以上です。

会 長 大幅増というわけではないですが、着実に利用者が増えているようです。何かご質問等がありますか。

委 員 だいたいどれぐらいの利用があれば良とするのか指数はありますか。
事 務 局 目標値を町で定めていますが、平成27年度は58名程度としていました。現在60.4人の利用となっていますので、目標を達成してきている状況です。今後ご意見をいただきながら利用者の利便性の向上と利用率の増に努めていきたいと思えます。

会 長 定期券や免許証自主返納者への無料券の利用者数はどのようになっていますか。

事 務 局 月によって差がありますが、だいたい同じ方が定期券を利用されています。1ヶ月400円の定期券で2往復すれば元が取れますので、1ヶ月にそれ以上のご利用がある場合は、定期券を勧めています。自主返納者への無料券については平成26年度に2名、平成27年度は7名の申請があり、平成28年度はきのう現在で5名あります。お問い合わせも増えてきています。

委 員 郊外便の東側の利用が伸び悩んでいます。PRが足りないのか、原因は分かりませんが、デマンドということで電話をかける煩わしさだけではないと思えます。八千種や南田原の方は加西や溝口駅に行かれて福崎の中心には集まって来ないようです。住民の意向を踏まえて利用促進を図り、乗ってもらうようにする努力が必要だと思えます。

事 務 局 議会からも川東と川西で利用に差があると指摘を受けています。来年度に取り組む地域公共交通網形成計画の中で研究できればと考えているところです。住民の移行やご意見を踏まえながら改善策を検討していきたいと思えます。

会 長 他にありませんか。
ないようですので、次に移ります。

(2) バス運行社会実験の状況について

会 長 では、報告事項(2)バス運行社会実験の状況について説明をお願いします。

事 務 局 昨年度、この会議の場でご協議いただきまして、4月1日より福崎駅と福崎西部工業団地を結ぶバスの社会実験ということで1年間の運行をさ

せていただいています。このバスの社会実験は駅前の賑わい、工業団地での渋滞解消ならびに事故の減少を目的としています。実績は資料5の3ページで、平成28年4月～9月は日平均64.7人にご利用いただいています。ただ、4月については周知不足もあったのか、ひと月の平均は1日17人程度でした。一方、平成28年11月については、平日の運行で日平均98.1人にご利用いただいています。

それから、4月1日の実験当初では6時台から20時台まで1日22便で運行していましたが、昼間の利用が非常に少なかったり、2便を1便に集約できるような利用状況から、バス運行の効率化のために10月1日からダイヤ改正を行い、1日14便で運行しています。こちらも合わせて報告いたします。

会 長 何かご質問等がありますか。

委 員 社会実験の場合は、ダイヤ改正にあたってこの会議に諮る必要はないのですか。どの程度の利用があれば今後も継続していくお考えですか。

事務局 この路線は一般バス路線となっていますので、地域公共交通会議での協議は不要と聞いています。来年度以降については、昨年度この会議で400人程度の利用を見込むと述べていましたが、現状は100人程度ということで非常に厳しい状況になっています。ただ、駅前の賑わい、交通事故防止、工業団地に交通弱者の方も就職しやすいといったお話もいただいていますので、何らかの形で継続していけないかという希望も持っています。引き続き協議、調整をしていきたいと考えています。

委 員 JRに乗ってきてバスに乗る人はわずかだと思います。JR利用者が増えればまちも活性化すると思っていましたが、近くのアパート等から歩いて来て乗っている人が多いように感じます。まちを活性化させることに意義があると思いますが、工業団地に駐車場が少ないと言われながら、バスの利用は少なく、1年で終わるかもしれないなら、この企画は本当に町にとって良かったのか疑問ですし、利便性があるシステムにはなっていないように感じます。JRの利用はどうですか。

委 員 正直、そこまで伸びていません。おっしゃる通りだと思います。

事務局 そういったことの反省も踏まえまして今後、検討していきたいと思えます。1月に工業団地協議会との協議の場を設けておりますので、意見を聞いて検討します。

会 長 家にマイカーがある場合、それを通勤に使わないようにするのはなかなか難しく、こういった社会実験は効果が見えるまで時間がかかると思います。想定していた数値に比べ、効果は小さいですが、社会実験の後半になるほど利用が増えているので、時間をかけていかないと結果は見えてこないかなと思います。

委 員 1年後からは収支の足らず分は企業が負担するという説明があったと思いますが、企業はそのことを把握できているのでしょうか。

事務局 それも踏まえて工業団地協議会と協議します。

会 長 その他に何かありませんか。
ないようですので次に移ります。

(3) その他

会 長 報告事項(3) その他、①地域公共交通網形成計画への取り組みについて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 最初の協議事項のなかで簡単に触れましたが、地域公共交通網形成については、平成26年に成立した改正地域公共交通活性化再生法の中の基本方針を受け、事業者と地方公共団体が協議を行い、法定協議会を開催し、策定することとなっています。コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携や、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を目標として定めます。この中で法定協議会が、地域公共交通活性化再生法第6条を受け、鉄道、バス、コミバスなど地域全体を見渡した公共交通網や地域の特性に応じた多様な交通サービス全般の協議を行うのですが、地域公共交通網形成計画の策定にあたり、国に公共交通の活性化に資すると認めていただければ、財政的な支援を1年間受けられるということになります。近年、国は公共交通とまちづくりをセットとして捉えているので、情報提供として、平成28年度に福崎町がまちづくり施策として取り組んでいる「立地適正化計画」の位置付けや概略の内容について資料6の4ページに記載しています。

次に福崎町の公共交通における現状と課題を説明させていただきます。資料5ページの右側の図表が町内の公共交通の現状と利用圏域を示したものとなります。鉄道1000mバス停500mについては、広域的に連携を予定している姫路市の計画との整合性をはかる意味で数字を合わせています。

次に課題については、資料6ページに記載しています。資料7ページの③目指すべき都市構造については、上位計画である都市計画マスタープランと整合をはかっています。これらの流れを受け、今後の背景としては資料8ページのように考えています。

来週に近畿運輸局のヒアリングを受けます。ご指導を受けながら、またこの会議で方向性を含めて報告をさせていただきます。以上です。

会 長 説明が終わりました。ご質問等がありますか。
ないようですので、次の報告事項に移ります。

その他、②道路交通法の改正について、福崎警察署より報告をお願いします。

委 員 神崎郡内の交通事故は高齢者の方が被害に遭う事故が多いという現状です。来年3月から道路交通法が改正になります。一点は18歳から取得できる準中型免許が新設され、3トントラックが運転できる免許ができます。もう一点は、高齢運転者対策です。改正後は75歳以上の高齢者の方は免許更新時に加え、違反をしたときに臨時認知機能検査を受けていただくこととなります。ここで認知症のおそれがあると判断された場合は医師の診

断を受けていただきます。そこで認知症により正常な運転ができないと診断された場合は、その時点で免許取り消しとなります。おそれまではないという方には、臨時の高齢者講習を受けていただきます。従いまして、今後は認知症により免許が取り消しになる方が増えてくると思われま。病院や買い物へ行く足がないということで、認知症のおそれがあっても乗っておられるのが現状だと思いますが、免許が継続できないという方も出てくるということになります。75歳以上の免許保有者は郡内で2,700人、70歳以上では5,000人おられます。今後、参考として情報を提供していきながら、対策等を取っていただけたらと思います。以上です。

会 長

取り消しになりそうなき返納ということはできるのでしょうか。最後に取り消しというのも大きなことなので、何らかの方法を検討していただけたらいいのですが。

委 員

取り消しの通知が来ると自主返納はできなくなります。家族の方が説得する等して早めの返納を促していただくのが一番良いのかなと思います。

会 長

他に意見はありませんか。
ないようなので事務局に進行をお返しします。

8 閉会

事 務 局

本日はお忙しい中、ありがとうございました。来年度以降のバス社会実験などの取り扱いにつき本年度中に再度協議をお願いすると思。日程等決まり次第連絡させていただくのでよろしくお願。いします。

—以上—